

『六諭衍義大意』の近代

—明治前期の修身教科書を事例として—

和田 充 弘

(びわこ学院大学教育福祉学部)

The Modern Ages of “Rikuyu Engi Taii”: In the Case of Moral Textbooks in the Earlier Meiji Era

Mitsuhiro Wada

Even in the Meiji era, many moral textbooks were created that inherited the genealogy of those old style. What is the personality peculiar to that transitional period? How was the morality that was common sense and basic to the common people at that time explained? Let us look at this as a clue to the “Syuushin Youketsu” (first published in 1874, revised in 1881), whose main content is the explanation of “Rikuyu Engi Taii” created by Yoshimune Tokugawa. As a result of consideration, it became clear that this book was intended to approach to the modern era as it was while maintaining the old morals. In particular, it was clarified that it had a character that focused on the rise of meritocracy and rising careers with the introduction of modern school education and the derivation of disparities. However, at that time, the original character of the popular morality cultivated by the common people in the early modern period was weakened, and it was transformed to become a recipient of national integration by morality. On the other hand, there was no direction to rewrite the contents of popular morals as a driving force for individuals to participate in society.

Keywords: moral education, textbook, Meiji era

序論：教訓科往来物から修身教科書への転換に関する研究課題

寺子屋での使用を念頭に置く場合、往来物は庶民生活上の実用を本位とする手習のテキストであり、個別指導のために師匠が自作する手本や綴じ本の参考書であった。まさしくこうした点に、国家が主導する近代化を実現すべく、小学校の各教科で一斉授業のために用いられた教科書との明白な相違が所在する⁽¹⁾。そこで一つの問題として、徳育に関する双方の書物、つまり教訓科往来物と修身教科書についても、このように何らかの違いが見いだせるのか。違いがあるとすれば、それはどのような過程を経た結果だったのか。使用するテキストから捉えた場合、近世から近代へと徳育はどのような転換をみせたのか。本稿ではこうした課題について、教訓科往来物が修身教科書へと移行する過渡期にあたる明治時代の前期⁽²⁾、つまり明治5年(1872)の学制発布の頃から、同13年の改正教育令で修身科が小学校の筆頭教科に置かれ、国家による修身教科書の調査・編纂や管理・統制が進められる時期までを対象とし⁽³⁾、考察を試みたい。

明治前期の修身教科書については、欧米の倫理・道徳関連書を翻訳したものが目立つのに並行して、教訓科往来物の形式と内容を引き継ぐものも根強く出版されている⁽⁴⁾。儒教道徳や近世庶民が培ってきた道徳を含むこれらの教科書については、果たして西洋伝来の翻訳書や文明開化の動向とは相容れず、旧態依然のものに過ぎないと判断してよいのか⁽⁵⁾。あるいは明治10年代に修身教育が重視され出して以降、同23年の教育勅語において統一がはかれる国民道徳にすべて収斂してゆくものと評価してもよいのか⁽⁶⁾。そうではなく伝統的な道徳の立場から近代の到来をさまざまな形で受容するなど、後の展開とは異なる過渡期にふさわしい特徴を有していたのではないだろうか⁽⁷⁾。そのさい伝統的な道徳の中の何が重視され、また軽視され、あらたな解釈が加えられたのか。

以下、事例として取り上げる『修身要訣』は、修身教科書でありながら、その内容は徳川吉宗の命を受けて室鳩巢が作成した『六論衍義大意』(享保7年 1722 初刊)の解説を主としている。その初刊は明治7年に、改訂版は同14年に出版されている⁽⁸⁾。幕藩権力による教化政策の書として⁽⁹⁾、近世庶民を対象に通俗化された儒教道徳の書として普及していた教訓科往来物であ

る『六論衍義大意』が、近代を迎えどのように伝えられたのか⁽¹⁰⁾。政府や知識人の目新しい動向だけではなく、当時の庶民にとって常識的・基本的なものであったと考えられる道徳の在り方についても⁽¹¹⁾、その展開を明らかにしておくべきであろう。

第1章：『修身要訣』の書誌と構成

初刊本は上下2巻2冊（40丁、30丁）、外題・内題とも「修身要訣」、著者は石村貞一（1839～1919）⁽¹²⁾、校閲の南摩羽峯（1823～1909）が巻頭で、明治7年3月30日付、京都の環碧楼から書を寄せている⁽¹³⁾。見開きと奥書から同年3月免許、6月出版、大阪の松田正助、明石忠七、松村九兵衛、京都の佐々木惣四郎による合同出版とわかる⁽¹⁴⁾。本文は10行で左右のルビが付く。改訂本も上下2巻2冊（49丁、40丁）、外題と見開きのみ「訂正増補」が冠せられ、同14年5月付、東京にいる南摩の序、同年2月7日付の自序、同月11日付の別人による跋が加わり、奥書から同月24日の版權免許、6月の出版、著者兼出版人は東京在住の石村、発売人は東京の吉川半七、東生亀次郎、坂上半七、大阪の松村九兵衛とわかる。改訂版では本文10行だがルビが消え、匡郭の上に「問テ曰ク……トハ如何」といった設問が幾度も掲げられ、巻末に備考（字引）が付く。ルビも設問も字引も、教科書として使用することへの配慮であると理解できる。特に設問と字引については、一斉授業を担当する教師が発問や口授を行うのに役立つよう、付け加えられたものと考えられる。

著者の石村は長門出身の平民、字は子剛、号は桐陰、雛山、明治4年から大阪に滞在し、同7年に東京に移り教部省で仏教史の編纂に、陸軍省で戦争史の編纂にあたり、日清戦争後、陸軍中央幼年学校の教授に就いている。著書は和漢の歴史と仏教関連が多く、また仏教の信仰に篤く、特に漢学の専業とは言えない⁽¹⁵⁾。改訂本の自序から、大阪で『六論衍義大意』の講演を行った後、その稿本が流出し小学校の授業に用いる者まで現れた。そこで書店の松田の提案により出版したが不備も多く、訂正と増補を行い、版を改めたことがわかる。

初刊本と改訂本の構成とその特徴については〈別表〉を参照。章立てを基

〈別表〉『修身要訣』の構成とその特徴

各 部 門	項目数	増減	原文通り	全て新規	一部新規	原文追記	「良心」	「君子」	風俗批判	成功	没落
明治7年初刊本											
第1「孝順父母」関連	18		6	7	5		3	1	0	0	0
第2「尊敬長上」関連	16		3	8	5		0	1	2	0	0
第3「和睦郷里」関連	16		2	12	2		2	1	4	0	3
第4 愚偽妬疑の心につき	5			5	0		0	1	0	0	0
第5「教訓子孫」関連1	11		1	7	3		0	0	0	1	2
第6「教訓子孫」関連2	8		0	2	6		0	0	2	1	0
第7「各安生理」関連	13		0	11	2		0	0	1	0	2
第8「母作非為」関連	15		0	14	1		1	2	0	0	7
第9君子の品行につき	11			11	0		2	6	0	1	1
第10言行と将来の關係	8			8	0		1	0	0	2	0
小 計	121		12	85	24		9	12	9	5	15
明治14年改訂本											
第1「孝順父母」関連	21	3				7	1	1	0	0	0
第2「尊敬長上」関連	12	-4				4	0	1	1	0	0
第3「和睦郷里」関連	16	0				2	2	1	4	0	3
第4 愚偽妬疑の心につき	7	2				0	0	1	0	0	0
第5「教訓子孫」関連1	13	2				0	0	0	0	1	3
第6「教訓子孫」関連2	14	6				3	0	0	2	2	0
第7「各安生理」関連	14	1				6	0	0	1	0	3
第8「母作非為」関連	17	2				3	1	2	0	0	8
第9君子の品行につき	11	0				0	2	6	0	1	1
第10言行と将来の關係	8	0				0	1	0	0	2	0
小 計	133	12				25	7	12	8	6	18

準に見てゆくと、初刊本については「六論」の各部門を配し、そのうち「教訓子孫」をさらに2部門に分けて重視し、「六論」に無い3部門を新たに挿入している。より細かな項目を見てゆくと、『六論衍義大意』の原文をほぼその通りに使用するものが、とりわけ「和睦郷里」に関する第3項以降、至って少ない。その逆に全てか一部に新規の文章を充てているものが極めて優勢である。また『六論衍義大意』に無い「良心」「君子」が散見され、風俗への批判や徳の有無による成功と没落についての言及も『六論衍義大意』と比べると多い。『六論衍義大意』を借用しながらも自身の見解を述べる傾向が勝り、幕末・維新の社会情勢を意識しながら、この書物が作成されたのではないかとの予測がつく。「良心」「君子」は本書のキーワードであると仮定しておく。改訂本の方では、増減の結果、細かい項目については12項目の増加だが、「教訓子孫」関連の2部門にそれが目立つ。その他では初刊本に無かった『六論衍義大意』からの引用が頻繁に追加されており、ここにも改訂の意図があったものと考えられる。「良心」「君子」の登場その他は初刊本とほぼ変わらない。言い足りなかった持論を加える反面、初刊本では比較的軽視していた『六論衍義大意』の本文をあらためて尊重することが、改訂の意図であったと思われる。

書物全体の構成を見渡す限り、旧来の被治者向けの通俗的な徳目とその具体的な説明がおおむね踏襲されている。ただ「六論」の個々の取扱いについて言えば、親子・家と上下関係の道德（「孝順父母」「尊敬長上」）に比して、地域社会（「和睦郷里」）、学問・教育（「教訓子孫」）、家業・職分（「各安生理」）、法と道理（「毋作非為」）に関するものについては、新しい事柄が含まれているのではないだろうか。なかでも学問・教育について、その可能性が高い。

第2章：『六論衍義大意』への新解釈

次に『修身要訣』が『六論衍義大意』を紹介しながら、そこに付け加えてゆく新たな内容について見てゆきたい。まず初刊本の「孝順父母」関連では、兄弟が協力して孝養を尽くすべきこと（1-9）⁽¹⁶⁾、継母にも実母同様に接すること（1-11）、祖父母への「孝敬」と、おじ・おばへの「一気の生落」ゆえの「愛養」（1-12）、それに父母の没後は「高明ノ善地」を購入し、子々孫々

まで「祭奠」に務めることなど（1-17）、配慮すべき成員の数を増やしなが
ら家の規模は拡大し、祭祀によるその永続へと及んでいる。また「父ハ即チ
コレ天、母ハ即チコレ地、天地間ノ人、誰レカ天地ト是非ヲ争フノ理アラン
ヤ」（1-13）と述べるように、父母は天地に相当しその權威は絶対のもので
あり、そのためたとえ父母の引退後も財産の管理に当たってはその指示を
仰ぐべきであるという（1-15）。

改訂本を見てゆくと「夫レ父ハ恩ヲ以テスレバ天親、義ヲ以テスレバ嚴君
ナリ」「母ニ事ルノ愛ト、君ニ事ルノ敬トヲ合セ取テ、コレヲ兼ヌル者ハタダ
父ノミナリ」「父ハ愛敬ノ至隆、至隆至親ニシテ至尊ナルヲ以テノ故ニ、善
ク父ニ事ル者ハ善ク事フマツラザル所ナシ。コレ先ヅ君上ニ事ルノ本ト云フ」
（1-19「父母ノ恩ハ天親ナル事」）とあるように、最高の權威は父にのみ集
中し、その性格は敬の対象としての主君にも相通じることから、父に仕える
ことは主君に仕えることへと繋がる。さらに「父子ハ天性、君臣ハ天倫、道
コレヨリ要ナルハナシ。其君ニ事ルノ忠ハ必ず父ニ事ルノ孝ニ本ヅク。其孝
敬ヲ以テ、移シテ其上ニ奉ズレバ忠順ナリ。……其本ト一ナリ。是ヲ以テ孝
ヲ言ヘバ、必ず忠ニ及ブ。君ニ事フルヲ言ヘバ、必ず父ニ事フルニ本ヅク」
（1-20「孝ヲ移シテ忠トナスベキ事」）と説明を続けるように、父子と君臣
それぞれの道徳的關係は対等にして最高の位置にあり、父への孝を基本とし
て君への忠へと波及しうるところから、忠と孝とは一致するものとして捉え
られている。

初刊本の「尊敬長上」関連では、複数の事例を挙げ（2-3～6）、「以上コノ
数種ノ風俗人情ヲ看ルニ嘔嘆スルニ堪ヘズ」（2-6）と述べ、当時の世相を批
判する。その上で親戚、町村、教師、官吏における「長上」に対する尊重の
厳守を説くが（2-10～13）、教師と官吏については「百工ノ師タリトモ、亦
コレ師ナリ。宜シク敬心ヲ尽スベシ」あるいは「官卑シク職小ナルモノト雖
モ、名分ノ關スル所、如何ンゾ輕忽ニスベケンヤ」と言うように（2-12、
13）、尊重すべき対象のすそ野が広がられている。そして「尊敬長上」が守
られていないことの原因としては、富貴の者が「傍若無人」に至ることと、「伶
俐ノ少年」が「自己ノ才能ヲ恃ミ、眼中ニ物ナキヲ覺フ」こととを指摘し
（2-15）、全体のまとめでは自身の兄に対する尊敬を優先させるべきことを
説き、その理由として「兄長ハ我ト天倫ノ手足、譬ヘバ根本ノ如シ。其他ノ

長上ハミナ類ニ触テ相通レバ、猶枝葉ニ似リ。根本堅固ナレバ枝葉ハ自然ニ茂盛ス。若シ自己ノ兄長ヲ尊敬スルコト能ハズンバ、豈能ク真ニ別人ノ上下ヲ知ランヤ」(2-16)と述べている。兄弟は父子に準じた根本的で絶対の関係であり、それを確かなものとするれば、おのずとその影響に従い、その他さまざまの上下関係も築かれてゆくと考えられた。上下関係の道徳が廃れている現状とその原因を分析し、あくまでもその遵守、徹底とさらなる広がり求めながら、解決策として示されたのは「孝順父母」の解釈に見た父子の道徳への接合であった。

初刊本の「和睦郷里」関連でも複数の事例を挙げながら(3-2~6)、「習俗ノ壞レタル」ことを嘆くが、その原因は「理ヲ見ルコト明カナラザル」点に求められた(3-7)。そこで「病根」として利己心、競争心、尊大さが挙げられ(3-8)、それと合わせて「世上タバー箇ノ便宜ト云アリテ、各家ノ公共ナルコト、一条ノ路ノ如クナル」こと(3-9)や、「好悪ハ郷里ノ衆評ニ在リ。是非モ全ク公論ヲ憑トスル」こと(3-11)、つまり各家の協力・協調や衆議による合意の形成といった、地域社会の中で築かれた一種の公共性の所在が指摘された。その上で真の解決策としては「礼貌ハ謙恭ニシ、存心ハ平易ニシ、錢財ハ明白ニシ、過失ハ含容ニス、コレ和睦ノ根本ナリ」と説くように(3-14)、これも庶民生活の中で培われた基本的な道徳があらためて持ち出された。さらに「仮ヒ極メテ好カラザル人モ自然ニ感動感化スベシ」(3-14)、「分明ニミナー一家ノ人ニ似タリ。仮ヒ公私ノ事体アリトモ各家自然ニ消積シ来ラン」「果シテ箇様ノ鄰里郷村ヲ得バ、豈太平世界ナラズヤ」(3-15)とするなど、その実現については楽観的であり、そこには一定の理想が伴っていた。

初刊本の「教訓子孫」関連では、「教育ノ道」に無知な「本朝人」にそうではない「歐人」を対比させ(5-4, 5)、「文明国」では「夫婦共ニ学問アル」ため、「胎教」に始まり、小学、中学、大学と進むに従い「智ヲ開キ倫ヲ明ラカニシ、理ヲ究メ心ヲ直フシ、近ク事物ヲ(ノ)道理ヲ求メ今日ノ用ヲ達シ、土農工商各其分ヲ尽シ銘々ノ家業ヲ営ミ、身ヲ独立シ家モ独立シ、天下ノ国家ヲモ独立スベキ道ヲ教ユト云フ」(5-3)と述べているように、ここでは近代の学校教育においても知識・実用学と道徳とが、家業と個人・国家の独立とが、並立するものとして捉えられている。そこで「孝弟忠信ノ道」を軽

視し「徒ラニ前程ヲ希図シ、富貴ヲ指望シ」て立身出世を目指すことや(5-8)、「唯仕官スルコトヲ希ヒ図ル」(6-3)ことが批判されている。しかしそれは別に「仕官シテハ国ノ為ニ己ヲ潔フシ、上ハ朝廷ノ恩榮ヲ受ケ、下ハ万民ノ歌頌ヲ留メテ、誰レノ子誰レノ孫ト世ニ称道セシメバ、纔ニ名ヲ揚ゲ親ヲ顕スト做スベシ」とする一方で、「仕官セザルモノハ義ヲ守リ貧ニ安ンジ、規ニ循ヒ矩ヲ蹈ミ、上ハ国法ヲ犯サズ、下ハ清議ニ違ハズ、世ニ某人ノ子某人ノ孫ト称道セバ、又是前ヲ光シ後ヲ耀カスニ足ルト云フベシ」と対比しているように(6-4)、立身出世を果たす者とそうでない者との間には序列が生じ、後者には旧来の被治者としての姿勢が求められた。さらに「若シ氣質愚鈍ニシテ書ヲ読ム能ハザルモノハ、正經生理ヲ為スコトヲ教ユベシ。農タルモ可ナリ。工タルモ可ナリ。商賈タルモ亦可ナリ。好心ヲ存シ得テ好事ヲ行ヒ、節儉辛勤ニシテ奢靡安費ノコトヲナサズ、唯義中ニ利ヲ求メ、本分ノ生涯ヲ終ルコトヲ要スベシ」(6-5)と言うように、学問の能力に劣るものが、従来の家業と通俗道徳に生きる人々に充てられた。

改訂本を見ると、「胎教」と「未発ノ初ニ予メ」する早期教育に詳しく(5-3, 4)、「文明国」「本朝人」が削除されている(5-5, 6)。また言動に関する教訓が多く加わる中で(6-3, 4)、「官箴ヲ彈射スル勿レ」と政府批判が戒められ、「心性ヲ談ズル外、因果ヲ談ジテ善ヲ勸ムベシ」と儒教の他に仏教の話題が奨励されているのは(6-5)、作者の政治的・宗教的立場の表れとも察せられる。

初刊本の「各安生理」関連では、まず「凡ソ人理ニ順フテ行フハ生機ナリ。理ニ逆フテ行フハ死路ナリ」(7-1)とし、後者につき「重キ時ハ災ヲ招キ法ヲ犯シ、軽キ時ハ流落飢寒ス」(7-2)と述べるように、生業に励み知足安分の教えに従うか否かが、生存と没落・破滅の岐路であることを明記する。そこで士農工商の各々に触れてゆくが、「士」については学問をその務めとした上で「書ハモト人ニ教ヘテ聖トナリ、賢トナラシムルノ路徑ニシテ、人ノ為メニ名ヲ図リ利ヲ博ルノ階梯ナラズ」(7-4)と言うように、学問の本質を道徳的に優れた人物の教育に見だし、功利功名とは無縁のものであることを強調する。先に見た実利的な学問観とは異なるものである。さらに「仮ヒ困窮無藉ニシテ館ヲ設ケテ童蒙ヲ訓ユトモ、往ヲ継ギ来ヲ開クハ、学者ノ事業ナルコトヲ知ラバ、ロヲ束脩ニカリテ礼儀廉耻ヲ壞ルベカラズ。大行加へ

ズ窮居損セザルノ理ヲ曉り得テ、纔ニ生理ヲ安ンズルナリ」(同)と、生活に窮乏して学校教育の道を選ぶにしても、学者の本分を守るべきことが説かれている。「士」としての学問は「科第ヲ取ル」(7-5) ためのものではなく、「本心」「本分」を確かなものとし、「卑小ヲ厭薄シテ高大ヲ図ルベカラズ、尊崇ニ倚藉シテ威福ヲ作スベカラズ」とあるように(同)、卑屈でも尊大でもない自己を確立するためのものであった。続けて「農夫」には「勤勞」を、「百工」には「祖父ノ伝来一芸」を継承することを、「商賈」には「公平正直」を、高貴で富裕な者には「富ハ能ク施スヲ以テ徳トナシ、貴ハ謙下ヲ以テ徳トナス」ことを説いている(7-6, 7, 8, 10)。また女性については、先に学業を修めて「道理ヲ弁へ、知ヲ開キ材ヲ達シ、己ノ一身ハ他人ニ依頼セズトモ一生差支ナキヤウニスルヲ第一トシテ、然後ニ」家事裁縫を習得すべきだと言うように(7-12)、人としての一身の独立が前提に置かれていた。そして結末に近い部分では、冒頭にあった生存と没落・破滅の分かれ目につき「人カヲ憑ンデ造物ト争衡シ、貪リ求メテ理ニ背クモノハ……却テ人家ノ禍患ハミナコレヨリ生ジ来ル」「仮ヒカヲ極メテ生ヲ謀ルモ、其实ハ天理ヲ傷了ス」(7-11, 13)と説明するように、過分な人為が天地自然の造化の働きに違反するかどうか、その根柢が求められた。没落や破滅に至る者は「淡薄微弱ナルモノ」よりも「豪強富貴ナルモノ」に多く、「愚痴朴実ナルモノ」よりも「聡明伶俐ナルモノ」に多いとも考えられていた(7-13)。

初刊本の「母作非為」関連でも「ミナー念ノ差ニ因テ後悔スルトモ及バザル地位ニ至ルモノ多シ」(8-3)と述べるように、わずかな心の迷いから、犯罪のみならず道徳的な不善による没落や破滅を招くことを強調する。そしてその原因としても「酒色財氣」つまり飲酒、色欲、財貨を求めて止まない欲心と競争心(8-4, 5, 6, 7)、あるいは「自暴自棄」「委靡怠惰」「懈弛寛仮」(8-13)といったことが指摘されている。またここでも「心粗ニ胆大ナルガ為メニ、一念ノ路頭ヲ錯走シ、遂ニ自ラ作りタル罪ヲ以テ、自ラ其罰ヲ受ク」(8-3)、「世間多少ノ英雄好漢都ベテ此中ニ身ヲ送ル」(8-7)と言うように、ここでも一見強大な者ほど陥穽にはまりやすいことが指摘されている。さらに注目すべきこととしては「曾テ書ヲ読マズ、礼義ヲ知ラズ、古人ノ作為セシコト何レガ好キ何レガ悪シキ、何レガ君子何レガ小人ナルコトヲ、夢ニモ知ラザル故ニ、意ニ任セテ非ヲ為スナリ」(同)、「田夫野子ハ耳ニ法度ノ言

ヲ聞カズ、目ニ法度ノ書ヲ識ラズ、故ニ意大ニ心高く、胡為妄動スルモノナリ」(8-9)と述べているように、非為に至るその他の原因として、法律についての無知や軽視だけでなく、読書の積み重ねによるべき道徳的な見識と判断力の不足が挙げられている。「各安生理」関連の一部と同様に、ここでも学問の伝統的な在り方が重視されている。

改訂本の「各安生理」関連と「毋作非為」関連で新規に付け加えられているのは、飲酒の弊害を含む項目(7-14, 8-5)と、自身の力量以上のものを求めることへの戒めである(8-6)。

ここまでみてきたように、『修身要訣』における『六論衍義大意』の新解釈とは、おおむね旧来の道徳の保持と詳説による近代への対応であった。とりわけ変化と混乱の時期への対応であった。学校教育を組み込んだ上昇機会の到来を容認したうえで、ここでは特に能力主義・立身出世主義に伴う格差の派生に目が向けられた。そこで強大で優位な者に対しては没落・破滅に陥らないための禁欲・抑制と学問による道徳的自律が、弱小で劣位な者に対しては通俗的な道徳を順守する堅実な生き方が求められた。家と上下関係の道徳を強化することもこうした対応策の一部分であったとみなしうるが、忠と孝との一致には触れるものの、天皇と国家を中心に据えた道徳への言及は未だみられなかった。

第3章：付加される指導者論と修養論

『六論衍義大意』の解説を終えるのに続けて、『修身要訣』の最後の2部門はこの書物全体の結論に相当する。こちらに関しては初刊本と改訂本の間、内容の違いは見当たらない。

本書にはしばしば「良心」が登場するが、その特徴的な解釈は「自ラ知ルノ良心ニ原ヅキ、外面ノ品行ニ発スベキ」云々とあるように(9-4)、内面的な「良心」が外面的な「品行」に展開するものとして捉えられているところにあった。そこで「真実ノ品行ハ密房暗室ニアリテモ、吾心ニ当然ト思ヘルモノヲ行ナヒ、衆人ノ視聴スルトコロノ地位ニアリトモ、吾心ニ是ナリト許セルモノヲ行フコトナリ」(同)と述べるように、「品行」とは「良心」を踏まえた道徳的自律の実践に他ならない。「品行」とは「人性ヨリ発スル形状

ノ善ナルモノ」「各人ニ具ハル天命ト一致スルモノ」であり、その効用は「衆人天良是非ノ心ニ合フ」点と「我国ノ善ク治マレル動機ノ本ナレバ、何ナル高位高官トモナルベシ」という点に見いだされた(9-2)。「品行」は性善が具体化したものであり、天人相關的な根拠にも裏付けられており、そのために多くの人々の善心に合致し、優れた国政を導き出す条件ともなるため、それは国家の指導者にふさわしい資質であると考えられた。「爵位」にも「財貨」にも劣らない、「他人ノ信任」「他人ノ敬重」に支えられた「真正ノ権勢」に値するものが(9-1)、「品行」であった。

そしてこのような「良心」「品行」を有する人物こそが「君子」であった。「君子」については「斯ノ如クソノ身ヲ尊敬スルガ故ニ、能ク他人ヲ待スルニ礼貌アリ、能ク他人ノ過失ヲ寛免シ、又能ク他人ノ窮苦ヲ恵恤スルナリ」(9-6)、「君子ハ何ニ由テ知ラルベキヤ。ソノ己レニ属スルトコロノ人ヲ治ムル所以ヲ觀テ知ラルベシ。……ソノ自己ヨリ柔弱ナル人ニ向ヒ施行フ所以ノモノ、尽クミナ小心謹慎ニシテ、粗忽ナラズ、寛弘ノ量アリ、慈愛ノ情アルヲコソ、君子ノ品行ト云フベケレ」(9-8)、「温厚寛恕ハ、君子ノ徳ナリ。……己レヨリ貧シク或ハ賤シキ人ノ過失ヲ寛宥シ、ソノ不能ヲ容免シ、ソノ及バザルヲ咎メズ、畜ル獸ニ至ルマデ、コレヲ慈愛セリ」(9-9)といった理解が特徴的である。礼敬を備えた人物が他者に接し、教化と統治によりこれを導く際、あらゆる弱者や劣った人々に対して慈悲と寛容の態度で臨むところにおいて、「君子」の本領は発揮されるべきだと考えられていた。『修身要訣』における第1の帰結は、このような指導者論であった⁽¹⁷⁾。

さらにもう一点、本書では全ての人のために、次のようなことを説き示している。人にとって永久にして不滅のものは靈魂以外にも存在する。「人死シテソノ身体消散シ、土ト化シ、氣ニ離ルト雖ドモ、ソノ善悪ノ言行ハ死セズ散セズ、各ソノ種類ニ随テ、将来ノ葉実ヲ結び、無疆ニ伝ルベシ」(10-3)と言うように、それは善悪の言行であった。さらに詳しく言えば「人一言ヲ道ヒ一事ヲ行ヒ、一言ヲ聞キ一事ヲ証スル毎ニ、必ズ感化風動スルモノアリ。コレニ従ヒ、己レガ将来ノ生涯ニ色沢ヲ生ズルノミナラズ、子孫朋友ニ色沢ヲ与ヘ、広ク他人ニ被リ、一体ノ風俗ニ推シ移ルコトナリ。ソノ感化ノ踪跡ハ尋ネ求メガタシト雖ドモ、ソノ万世無窮ニ伝リ及ブコトハ、確然トシテ疑フベカラズ」(10-4)とあるように、言動の影響は社会全体へと、未来へと、

限りなく及ぶべきものと考えられていた。そこで最終的に「人ノ自ラ脩ムル最要ノ目的」として「吾ガ自己ノ才智ヲ開拓シ、真実ノ有用ナル人トナリ、空シク一生ヲ過サバランコトヲ期スベシ。……吾善キ光リヲ以テ、吾生ヲ作り成シ、吾善キ言行ヲ以テ、死後百世ノ儀範ヲ造り出スベシ」といったことが説かれるに至った(10-8)。知識と才能を伸ばし、社会に役立つ人間になり、同時に善行に貫かれた生涯を後世の人々の模範として遺すところに、自己修養の真の目的が見いだされた。『修身要訣』における第2の帰結は、このような万人のための修養論であった。

「良心」「品行」を備えた「君子」については、能力主義・立身出世主義の勝者を理想化し、エリート徳と品格が国民一般の帰服を促すような構図を描こうとしていたのではないだろうか。末尾の修養論にしても、能力主義・立身出世主義と格差の派生を道徳の面から補完するものであったと理解しておく。

結論：教訓科往来物系統の修身教科書における通俗道徳の変容

近世から近代へと、徳育の内容は庶民が培ってきた通俗道徳や被治者に向けて説かれた道徳から、天皇と国家を中心に据えた国民道徳へと大きく展開する。教訓科往来物から修身教科書への転換についても、基本的にはこうした流れと軌を一にするものであった。そして明治10年代までに残存していた教訓科往来物系統の修身教科書に限って言えば、今回、『修身要訣』を事例として見てきたように、過渡期における特徴として、従来の道徳が近代とかたくなに対立することもなく、みずから内から大きく変えることで近代を積極的に受容することもなく、旧態依然の道徳がそのまま近代に接近してゆくような構造を確かめることができた。能力主義・立身出世主義の台頭と格差の派生への対処法をいかに説くかが、こうした教科書の抱える課題であった。ただしそれは本来の通俗道徳が庶民に等しく強靱な道徳的自律を期待するようなものとは異なっていた⁽¹⁸⁾。国民全般に求められる道徳は権威的な上下関係を帯びたものへと傾斜し、その一方で道徳的な自律性は形を変えながら指導者層へと限定されてゆき、一般の人々との間に階層的な関係が生じるなど、結果的には国民道徳の受け皿となりうる通俗道徳の変容がそこには見

られた。近世から近代への展開は、過渡期における近世的な庶民道德の形骸化を挟みながらこのように進められた⁽¹⁹⁾。

教科書史について付言すれば、明治14年(1881)の「小学校教則綱領」と翌年の「小学修身書編纂方大意」を機に、修身教科書の大勢は尊王愛国を上位に置きその傘下に家族や主人・使用人の関係を組み込むものへと、理論的に詳しく説明するものから、規定の価値観の下に簡潔な教訓や例話を並べたものへと均質化してゆく。さらに同19年の検定制度の実施を経て、同36年には国定教科書の導入が決定されるが、そこでは国体への尊崇だけでなく、旧来の通俗道德に自立自営、公益といった諸要素を加える形で、経済活動を通じた社会の進展が促されるようになる⁽²⁰⁾。このような動向の前段階に『修身要訣』を位置づけるならば、通俗道德の本質を希薄にすることで国民統合への接近を容易にするものの、その新たな活用を試みながら個人が社会に参画してゆくという、もう一つの近代に向けては消極的だったのではないだろうか。

注

- (1) 近世の寺子屋や往来物と近代学校教育とを対照的に捉える見方については、沖田行司『日本国民をつくった教育』ミネルヴァ書房 2017、第1章「寺子屋で学ぶ庶民」に学んだ。
- (2) 八鍬友広は明治期に継承された往来物の典型として、教訓科往来物の系譜を引くものとは別に、書式文例集の所在に注目する。同「明治期の往来物に関する研究—書式文例集の展開—」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』62 2013、同「往来物と書式文例集—「文書社会」のためのツール—」若尾政希編『シリーズ〈本の文化史〉3 書籍文化とその基底』平凡社 2015。
- (3) 改正教育令の下で明治14年に小学校教則綱領が出され、教則に基づく教科書編纂の在り方が明示された。同13年に文部省編輯局が教科書の調査・取調を開始し、同14年に報告を必要とする開申制度が、同16年に認可制度が適用された。同13年に西村茂樹の『小学修身訓』が文部省から、同15年には元田永孚の『幼学綱要』が宮内省から出版されている。仲新「解説」海後宗臣・仲編『近代日本教科書総説 解説篇』講談社 1969、を

参照。

- (4) 仲新の指摘に拠る。同前掲論文を参照。
- (5) 唐沢富太郎は儒教的な内容の修身教科書につき、翻訳教科書の開化啓蒙的性格に対する反動的性格を指摘する。同『教科書の歴史』創文社 1956、総論「近代教科書史概観」。近年、貝塚茂樹は旧来のイデオロギー的な側面に限定した評価を批判しながら、明治以降の道德教育における課題を、伝統的な儒教思想と欧米的な近代市民倫理との葛藤と相克のうちに見いだしている。同『道德教育の教科書』学術出版会 2009、第2講「修身教育の歴史と教育勅語」。
- (6) こうした問題提起につき、久木幸男「明治儒教と教育—1880年代を中心に—」『横浜国立大学教育紀要』28 1988、を参考にした。
- (7) 地域的な事例として、もと岸和田藩の儒者で堺県の学校教育を主導した土屋鳳州が作成し、明治7年に出版された『修身 人之基』(同9年改訂)が挙げられる。拙稿「堺版教科書の基礎的研究(二) —土屋鳳州の『入門一読』『人之基』について—」『堺研究』42 2020、に翻刻・紹介する。
- (8) 本稿では初版、改訂版とも、国立国会図書館オンライン蔵本に拠り、考察と引用を行う。
- (9) 初刊の年に幕府が江戸市中の手習師匠に下付したのを手始めに、特に寛政期以降幕末まで、幕府・諸藩が再版と頒布を繰り返している。『東恩納寛惇全集』8 第一書房 1980、を参照。
- (10) ただし幕末・維新期の寺子屋における『六諭衍義大意』の使用頻度は高くない。乙武岩造『日本庶民教育史』下巻、臨川書店復刊 1970、第6編第4章「教科目教科書及び教材」を参照。
- (11) 慶応4年(明治元年)3月の「五榜の掲示」第1札第1項に「人タルモノ五倫ノ道ヲ正シクスヘキ事」とある。『法令全書』内閣官報局 1887、66頁。『六諭衍義大意』と同様、こうした常套的な儒教道德についても前近代的な性格を指摘するだけでなく、いかに近代に受け継がれたかを問うべきであろう。
- (12) 生没年は山口県教育会編『山口県百科事典』大和書房 1982、から。
- (13) 南摩の名は綱紀、会津藩出身、藩校日新館から昌平黌に学び、東京大学、高等師範学校の教授を務めた漢学者である。『国書人名辞典』岩波書店

1996。

- (14) 見開きに「京撰書屋合梓」とある。
- (15) 主な著書に『続々皇朝史略』『国史略』『元明清史略』『近世支那史』『国体大意』『護法賢聖伝』『仏教各宗大意』『三宝史料』『昇道齋叢書』など。郷里に雛山文庫を建て大蔵経を収め、寄付している。『現代人名辞典』中央通信社 1912 再版（『明治人名辞典』上巻、日本図書センター 1987 再録）に拠る。
- (16) 以下とも章立てに即した通し番号を付記し、全10部門の通し番号を先に、それぞれに含まれる各項目の番号をその次に、掲げておく。
- (17) 「良心」「品行」「君子」とも、西洋由来の翻訳書からの影響が推測できる。
- (18) 民間のものとしては享保改革の教化政策を受けた、石田梅岩や佚斎樗山が通俗道徳の一つの起点とみなされている。先駆的な研究としては、安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』青木書店 1974、中野三敏『戯作研究』中央公論社 1981、を参照。
- (19) 『修身要訣』に関しては、被治者向けの道徳教化を目的とした『六諭衍義大意』の本文を踏まえている点を割り引いて考えなければならないが、解説文のうちに万人に相通じる心の自覚や世界観といった、通俗道徳の本来的な特徴を見て取ることができない。
- (20) 高橋文博『近代日本の倫理思想—主従道徳と国家—』思文閣出版 2012、第1章「明治十年代の道徳教育」を参照。

要約

明治時代を迎えても、教訓科往來物の系譜を受け継ぐ修身教科書が多数作成されていた。その過渡期に特有の性格はどのようなものか。当時の庶民にとって常識的で基本的なものだったと考えられる道徳については、どのように説かれていたのか。そのことを徳川吉宗の命により作成された『六諭衍義大意』の解説を主な内容とする『修身要訣』（明治7年初刊、同14年改訂）を手掛かりにみてゆくことにする。そして考察の結果、この書物が旧來の道徳を保持しながらそのまま近代への接近をはかるものであったことを、とりわけ近代学校教育の導入に伴う能力主義・立身出世主義の台頭と格差の派生

に着眼する性格のものであったことを明らかにした。ただしその際、近世の庶民が培ってきた通俗道徳の本来的な性格は弱まり、道徳による国民統合の受け皿となるような変容が施された。その一方で、個人が社会に参画してゆくための原動力として、通俗道徳の内容を書き換えてゆくような方向づけはみられなかった。

キーワード：往来物、六論衍義大意、修身科、道徳教育、教科書